

付属資料 14 整形外科基本領域研修制度

1. 基本理念

整形外科基本領域の専門研修は、原則としてプログラム制による研修とする。ただし、以下に該当する者は、カリキュラム制による研修を選択できるものとする。

- ・卒業後に義務年限を有する自治医科大学、防衛医科大学、産業医科大学の卒業生および地域枠卒業生
- ・出産、育児、留学など、長期にプログラムを中断する必要がある相当の合理的な理由がある者
- ・他基本領域の専門医を取得した後に、整形外科専門研修を開始する者

なお、出産、育児、留学などにより長期にプログラムを中断する必要がある場合は、プログラム制からカリキュラム制へ変更して研修することもできるものとする。

また、プログラム制による研修、カリキュラム制による研修のいずれの場合も、研修開始時点から日本整形外科学会会員でなければならない。

2. プログラム制研修

整形外科専門研修プログラム整備基準に則って各基幹施設が作成した専門研修プログラムに基づき、研修を行う。プログラム制による研修は、原則として3年9か月の研修期間で、研修プログラムに定められた到達目標の達成を目指すものである。また、基幹施設のみで研修を完結するのではなく、1つ以上の連携施設と研修施設群を形成し、施設間を循環して研修を行う。なお、所定の研修期間内に到達目標を達成できない場合は、研修年限を延長することができる。

3. カリキュラム制研修

カリキュラム制による研修は、カリキュラムに定められた到達目標を達成した段階で、専門医試験の受験資格が与えられるものとする。カリキュラム制での研修期間は4年以上とする。ただし、他基本領域の専門医を取得した後に整形外科専門研修を開始する者（ダブルボードカリキュラム制に該当する者）の研修期間は、3年以上とする。

カリキュラム制による研修期間のうち3年間は、整形外科専門研修プログラム整備基準で認定された複数の研修施設において、整形外科専門医の指導の下で臨床研修を行うことを必須とする。

大学院生として臨床研究を行った在学期間については、研修施設における研修期間として認めることがあるが、基礎研究に従事した期間は、有効な研修期間としてカウントされない。詳細については、カリキュラム制整備基準に別途定める。